

社会福祉法人 美熊野福社会

平成27年度 実績報告

1. 障害者総合支援法に基づき、利用者の意思を尊重した多様な福祉サービスの提供に応えられるよう努力していくとともに、利用者の入所施設から地域への移行という流れを押さえつつ、細部に渡る国の動向も的確に把握しながら、中・長期計画作成の検討も行い、経営の安定化に努める。
また、各施設とも利用者中心に考え、利用者が安心して楽しくすごせるような施設運営に努める。

障害者総合支援法を基本に、法人全職員が再度初心に立ち返り、利用者及び家族の視点に立ち、人権の尊重や個人の尊厳に配慮し、安心して安全な暮らしの提供に努力してまいりました。また、個々のニーズに応じていけるよう関係機関との支援体制の強化にも連携を深めてまいりました。さらに新宮東牟婁圏域の福祉サービスにおける地域診断も行い新しい福祉サービスの事業展開をおこなうための協議を関係機関ともすすめてまいりました。

事業運営においては、法人本部が財務、労務、人事等を一元化することにより、継続的経営、安定経営に努力してまいりました。

今後も会計の透明性の確保と社会的信頼を高められるように努力していくことが重要になってきます。

利用者のサービス提供については、個別支援をさらに充実するように努力を重ねてきております。高齢化や重度化に対する対応も行い安心して楽しく生活できるよう今後も努力が必要です。

2. 新宮東牟婁圏域は、他の圏域に比べて障害児者施設等の設置が遅れがちであるが、他地域へ行かなくてすむような医療・福祉の充実が必要である。利用者の多様化するニーズに応えるため、基幹相談支援センターとしての障害児者相談センター「ゆず」が当地域で果たす役割は大きく、その質の向上とさらなる強化を図り、複合的な相談・支援体制の充実と、関係機関・施設等の連携に努める。

新宮東牟婁圏域において、1市5町村（新宮市・那智勝浦町・太地町・古座川町・串本町・北山村）から、相談業務を委託され基幹相談支援センターとして、圏域全体の相談事業所の中核として業務を展開してきました。特に、サービス等利用計画の本格化実施に伴い、福祉サービスを利用する方々全員が相談事業所との契約が必要となり、関係する相談事業所、行政、福祉施設、支援学校、就労関係事業所、居宅サービス事業所等の関係者会議及びケース会議を開催する等、サービス展開の基礎ベースを作ってまいりました。さらには、新宮東牟婁自立支援協議会の運営にも中心的な役割を担い、法人の各施設が圏域における障害児者のサービス利用に貢献いたしました。社会資源が不足している当地域において、社会資源の開発、福祉サービスの質の向上を関係機関と連携し法人としての方向性を示していくことが今後重要になってきます。

3. 利用者家族と職員や、職員同士のより一層の信頼関係を高めるため、風通しの良い職場とするとともに、職務と責任を明確にすることによる職員の活性化を期待したより良い組織体制の構築に努める。

職員の階層別必須研修ならびに法人全体研修を開催し、人材育成並びに資質向上を図ってまいりました。組織活性化にも触れ法人改革の必要性を伝達してきました。今後も引き続き研修を行うことで職員の職務と責任の意識を高めていくことが大切になってきます。また、総合相談窓口の設置により職員の労務に関する課題解決にも取り組み努力をしてきました。家族との交流に関しては、家族総会をはじめとし各施設において、保護者に近況報告を行う、保護者懇談会を開く、個別面談を行う等、情報共有や意見交換も行いました。そして施設の行事にも参加して頂く等の交流も行いました。家族以外にも地域住民の方々にもイベントや行事等に参加して頂く等、施設開放にも取り組んできました。また多くのボランティアの方々にもご協力頂き外部との接触も持つことができました。組織改革の中で、役職をしっかりと担うこと、ミーティングの大切さを伝えること、情報をオープン化すること、報告、相談、連絡を怠らないことを基本に、組織のマナー化を防ぎ、風通しの良い職場を作っていくことが今後の取り組みでも引き続き必要となってきます。

4. 利用者の立場に立った質の高いサービスを安定的に提供するために、法人の理念である「4つの目標」「5つの約束」を念頭に置き、職員の働きがいを高め、高い専門技術の習得と正しい判断力と優れた想像力を持った責任感の強い職員の育成及び人材確保に努める。

法人の全職員が「4つの目標」「5つの約束」を守るよう、自覚と責任を持って行動することを意識づける。

「4つの目標」

- ・いのちを大切にし、健康な心とからだづくりに努めます
- ・一人ひとりの人格を尊重し、どんなに重い障がいがあっても、明るくいきいきとした生活を目指します
- ・一人ひとりの能力、可能性を最大限に発揮できるよう努めます
- ・家族、地域の人との交流を深め、開かれた施設に努めます

「5つの約束」

- ・全職員は援助者であり、施設の主人公は利用者である
- ・全職員は、重い障がいがあっても、成長、発達への確信を持ち根気強く接すること
- ・虐待は認めない
- ・全職員はつねに、あわてない、しからない、笑顔をやささない
- ・全職員はつねに、助け合い、協力しあい、自覚と責任をもって行動する

法人や各施設において、定期的な虐待研修を行い障害特性の理解や支援について積極的に学ぶ機会を作りました。また、外部の講師を招き、職員全体の意識改革を行い利用者支援に生かす努力をおこないました。

人権擁護の視点も合わせて学び利用者や家族に寄り添うことはどのようなことか改めて認識する機会を持ちました。

今後も専門的な研修内容を企画し職員一人一人が、魅力あるかつやりがいのある職場環境作りをしていかなければなりません。